

アウトドア・アクティビティコンテンツ造成等支援業務仕様書

1. 業務名

アウトドア・アクティビティコンテンツ造成等支援業務

2. 業務の目的

秋田県内における体験型観光の定着を目指し、オンライン予約環境の整備、専門家や販売プラットフォーム運営者による伴走型のコンテンツ磨き上げ、戦略的・実践的なプロモーションを行うことで、滞在時間の延長と観光消費単価の向上を図り、多様なコンテンツで「稼げる構造」への転換を目的とする。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

4. 業務内容（基本事項）

（1）商品戦略の設計と需要・資源調査

- ①デスク調査、購買データ、会員調査等、県が保有するデータ等に加え、民間OTAの購買データ・マーケティング情報等も活用し、地元のDMO等と連携して需要と供給の調査を実施すること。
- ②上記とは別に、県外の競合エリア（首都圏等からのアクセシビリティ条件が近く、山林や湖などの自然を魅力としているエリア）における先進的な取り組み（体験と地域特有の自然や食文化を掛け合わせて、比較的高単価なアクティビティを提供している事例等）を調査すること。
- ③上記2つを踏まえ、競合エリアとの比較調査及び他エリアと比較した際の優位性を整理し、秋田ならではの優位性が高い資源をリストアップすること。

（2）事業者向け商品磨き上げ・伴走支援

商品の価値や販売力を向上させるため、顧客体験に基づく現提供体験の磨き上げ、適切なプライシングおよび、現在の市場に合う販売につながるプロモーションのノウハウなどに精通した専門家等を講師または支援者として選定し、以下の支援を実施すること。なお①～③のそれぞれの支援者は異なる人材でも構わない。

①セミナーの開催

収益化や商品の作り方等に特化したセミナーに加え、事業者が自ら自走して情報発信を行うための「Google ビジネスプロフィール活用講座」、SNS の開設等のプロモーションに関するセミナーを実施し、ワークショップなどを通じた交流や意見交換の機会を設ける。

②商品の高付加価値化支援

商品の改善等を伴走型で支援する。なお、支援対象となる事業者の選定にあたっては、県が保有する情報等も踏まえ、事前に県と十分に協議した上で決定すること。具体的には以下のとおり実施すること。

- ・ 専門家がモニターを行い、（１）の結果を踏まえて、適切なプライシングや、顧客体験を意識した、高付加価値化のためのコンサルテーションを行うこと。（一事業者あたり複数回実施を想定）
- ・ デジタル上で販売促進に繋がる動画・写真撮影のための支援を行うこと。また即時使用できる写真や動画を撮影し、事業者に提供すること。

③販路の整備（OTA 登録支援）

磨き上げた商品を、利用者が予約しやすい環境を整え、体験 OTA へ掲載支援する。事業者が継続的に自走できるよう、在庫管理や即予約設定のアドバイスを行い、体験 OTA 事業者が提案する場合は、掲載基準の緩和措置なども検討することとし、体験 OTA 事業者以外が提案する場合は、体験 OTA 掲載時には、掲載基準の緩和措置なども検討するよう働きかけること。

(3) 県が実施する他のプロモーション事業等との連携

本事業において磨き上げや伴走支援を行った体験コンテンツの誘客・販売を促進するため、県が別途実施する観光プロモーション等の関連事業と連携し、相乗効果を図る効果的な情報発信に努めること。また、当該連携事業を円滑に推進するため、受託者は県および県が指定する関係機関との協議や打ち合わせ等に、必要に応じて参加・協力すること。

※なお、当該他事業のプロモーション等に係る実施費用については、本業務の委託料には含まないものとする。

5. 業務内容（独自提案事項）

前述の4. 業務内容（基本事項）と連動し、本事業の効果を高めると考えられる独自提案事項がある場合は、企画提案すること。独自提案がある場合は審査で加点する。

6. 成果目標

セミナー参加事業者数：20 事業者以上

商品の高付加価値支援事業者数：4 事業者程度

販路拡大支援（OTA 登録支援を含む）：10 事業者以上

7. 実施スケジュール（想定）

7月～ 8月：契約・ミーティング調査・ヒアリング、戦略設計

7月～12月：商品磨き上げ・GMB活用セミナー、個別訪問支援、伴走支援
9月～2月：OTA掲載支援、プロモーション実施
通年：定期的なミーティングを実施

8. 提出成果物

①提出する成果品：以下のとおり。

- ・業務実績報告書（データ分析、発信実績等を含む）
- ・制作した各体験コンテンツのPR用リール動画データ（MP4形式等）

②提出方法：A4カラー3部及び電子データ（Word形式またはExcel形式、および動画データ）

③提出期限：委託期間終了まで

9. 成果物の著作権及び所有権

前術の8.の成果物に関する著作権（著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）及び所有権は、県に帰属するものとする。

10. 業務の適正な実施に関する事項

(1) 受託者は、原則として、この契約の履行について、業務の全部又は一部（主たる部分に限る。）を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(2) 受託者は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、名称、再委託を行う業務の範囲、契約金額、再委託の必要性、その他契約担当者が必要とする事項を記載した書面を提出し、承諾を得なければならない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

(3) 契約担当者の承諾を得て業務の一部を第三者に再委託する場合、受託者は、当該第三者（以下「再委託先」という。）に対し、この契約により受託者が負担する義務と同等の義務を課すとともに、再委託先の義務の履行その他の行為について一切の責任を負うものとする。

(4) 本事業の目的および目標（KPI）を最大化するため、デジタル環境の急激な変化（AI検索の進化、SNSトレンドの移行等）や市場動向に合わせ、実施期間中であっても機動的かつ柔軟に施策の最適化を図る進行運営体制を構築すること。これにより、必要に応じて、県と協議の上、目的達成に向けた手法の最適化に伴う仕様

の微調整については、原則として本事業の全体予算の範囲内で柔軟に対応するものとする。

11. その他

- (1) 受託者は、県から作業状況の報告を求められた場合は、速やかに対応すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、計画に変更が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度速やかに県及び連携先と協議を行い、了解を得た上で、誠実に業務を遂行すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施にあたり、トラブルが生じた場合、受託者の責任において処理すること。
- (4) 業務の実施にあたり、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は受託者において必要な権利処理を行うものとし、これに必要な一切の費用は委託料に含むものとする。
- (5) 本業務の実施にあたっては、本業務に係る収支状況を明らかにした帳簿書類等を整備し、本業務の完了日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存すること。
- (6) 本業務の実施により取得した個人情報、厳重に管理すること。
- (7) 天災その他経済情勢の激変により、本事業の一部、または全部が中止となった場合、別途、変更契約を締結することで、県が適切と認める範囲内において準備に要した費用等の委託料を支払うものとする。(ただし、契約限度額以内とする。)